

議案第92号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
企画政策課	平成24年7月から施行した三田市まちづくり基本条例において、別に条例を制定し、又は制度化を検討することとしていた事項等について、新たに附属機関を設置し検討する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法第138条の4第3項、第202条の3（附属機関）
【改正内容】 ●附属機関の追加（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	三田市まちづくり基本条例市政への市民参加検討委員会	市政への市民参加に関する事項についての調査審議	10人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市まちづくり基本条例行政評価検討委員会	行政評価制度に関する事項についての調査審議	8人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市まちづくり基本条例住民投票制度検討委員会	住民投票制度に関する事項についての調査審議	8人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市まちづくり基本条例進捗管理委員会	三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）において検討することとされている事項についての進捗管理	5人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会	まちづくりに関する情報を共有する仕組み及び危機管理に関する事項についての調査審議	8人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市まちづくり基本条例監査のあり方等委員会	監査制度の充実及びオンブズパーソン（三田市まちづくり基本条例第42条に規定するオンブズパーソンをいう。）に関する条例の制定に関する事項についての調査審議	5人以内	(1)学識経験者 (2)市民	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市まちづくり基本条例協働委員会	地域コミュニティのあり方及び協働のまちづくりの推進方策に関する事項についての調査審議	14人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで

●三田市特別職報酬等審議会の項の改正

附属機関の名称	担当事務
三田市特別職報酬等審議会	(1)市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する事項についての調査審議 (2)市議会議員の政務調査費の額に関する事項についての調査審議

政務活動費に改正

【施行期日】 平成25年4月1日（政務調査費を政務活動費に改正する部分は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日）

【予算措置】 歳出予算 委員会開催費用 委員報酬、会場使用料など約6,400千円を平成25年度予算に計上予定

【その他】 この条例の改正に伴い、あわせて当該附属機関の組織及び運営に関する規則を制定する。